

藤井寺市事業者支援補助金

[販路拡大型]

～ 手引き ～

※補助金交付決定の前に実施された事業

は、対象外ですのでご注意ください！

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 産業労働課 (市役所6階 68番窓口)
藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337
平日9時から17時30分まで

「販路拡大型」制度概要

中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、本市の産業振興を図るため、販路開拓事業等を実施する中小企業等に対し、補助するものです。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象事業

販路拡大型には<展示会出展枠><物産展出展枠><持続化補助金支援枠><ツール導入枠>の4種類あり、それぞれ要件が異なります。

① <展示会出展枠>

- 展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用であること
- これまで本補助金（旧名称：マーケティング枠）を利用して参加した展示会等でないこと
- 補助対象経費の総額が5万円以上であること

② <物産展出展枠>

- 他市において開催される物産展の催事等の出展にかかる費用であること
※ふるさと特産品（ふるさと納税返礼品など）に登録されている商品を出展していることが条件です。
- 開催される物産展において、一定以上の集客が見込まれる事業であること
- 補助対象経費の総額が5万円以上であること

③ <持続化補助金支援枠>

- 国の補助事業である持続化補助金【一般型・通常枠】に採択され、交付決定を受けた事業であること

④ <ツール導入枠>

- デジタルマッチングツール（BigAdvance）を活用するうえにおいて発生する利用料に対する補助であること

<共通事項>

- 令和9年2月末日までに完了できる事業であること
※持続化補助金支援枠は交付申請時までには国から確定通知の交付を受けていること。
※ツール導入枠は令和9年3月19日までに完了できる事業であること
- 同一事業に対し、重複して国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
※持続化補助金支援枠については、国の補助事業である持続化支援補助金【一般型・通常枠】以外の補助金を受けていない事業であること
- 可能な限り藤井寺市企業データベースサイト「FUJISearch」に登録すること
- その他市長が不相当と認めるものでないこと

補助対象者

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 藤井寺市内に本社を有する株式会社（有限会社）、合同会社、合資会社、合名会社、工業法人、もしくは個人事業者であること ※持続化補助金支援枠を除く
- 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと

<持続化補助金支援枠のみ>

- 国の補助事業である持続化支援補助金【一般型・通常枠】の交付決定を受けた補助対象者であること

補助額

<展示会出展枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

補助率 $1/2$ 上限 10万円 ※千円未満は切り捨て

<物産展出展枠>

他市において開催される物産展の催事等の出展にかかる費用

補助率 $1/2$ 上限 10万円 ※千円未満は切り捨て

<持続化補助金支援枠>

国が実施する補助金事業にかかる補助対象経費のうち、自己負担分となる経費に対する補助

補助率 $1/3$ 上限 25万円 ※千円未満は切り捨て

<ツール導入枠>

デジタルマッチングツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

補助率 $10/10$ 最大 12か月分、39,600円

補助対象事業に採択された場合でも、申請された補助金額より減額して交付決定する場合があります。

補助対象経費

<展示会出展枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

- 小間料
- 装飾・整備にかかる費用（主催者からのリース物に限る）

<物産展出展枠>

他市において開催される物産展の催事等の出展にかかる費用

- 出展料
- 装飾・整備にかかる費用（主催者からのリースに限る）
- 出展する商品をPRするチラシ作成費（デザイン費を含む）

<持続化補助金支援枠>

持続化補助金の補助対象経費のうち、自己負担分となる経費

※国補助金で対象外経費となっているものは、対象外となります。

<ツール導入枠>

デジタルツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

交付申請時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

<展示会出展枠><物産展出展枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 事業計画書
- 経費明細表（計画）
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 展示会、商談会、フェア等の実施内容がわかるもの

<持続化補助金支援枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- 国に提出した実績報告書の写し
- 国が実施する補助金事業の補助金確定通知書（写し）

※ 持続化補助金支援枠の活用に関しては、事業を完了し、国より確定通知を受けていることが条件となっています。

提出期限：令和9年3月19日（金）

<ツール導入枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- ツール利用開始がわかる書類

実績報告時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

※事業完了後すみやかに実績報告する必要があります。

<展示会出展><物産展出展枠> (令和9年2月末までに提出)

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 実績調書
- 経費明細表（実績）
- 写真や資料など事業実施内容がわかるもの
- 申請時から金額の変更があった場合、軽微な変更に伴う金額計算表及び経費を確認できる書類等
- 支払日、支払額、支払先、支払内容がわかる支払証拠書類の写し

<持続化補助金支援枠>

提出の必要はありません。

<ツール導入枠> (令和9年3月19日（金）までに提出)

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 利用状況調書
- 写真や資料などツール導入の状況がわかるもの
- 支払日、支払額、支払先、支払内容がわかる支払証拠書類の写し

手続きの流れ

<展示会出展><物産展出展枠>

- (事→商) 補助金の活用に係る相談
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施（展示会・物産展への参加）
※会場の写真撮影を忘れないようにお願いいたします
- (事→商) 事業完了後、藤井寺市商工会の確認を受け、実績報告をまとめる
- (事→市) 市へ実績報告を提出（令和9年2月末までに提出）
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

<持続化補助金支援枠>

- (事→商) 持続化補助金の活用の相談
- (事→国) 国が実施する補助金事業に申請
- (国→事) 採択、交付決定通知
- (事業所) 事業実施
- (事→国) 実績報告
- (国→事) 補助金額の確定通知
- (事→市) 国からの補助金額の確定通知後、藤井寺市へ交付申請（令和9年3月19日（金）までに提出）
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で「交付決定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

<ツール導入枠>

- (事→商) 藤井寺市商工会に対する事前相談申し込み
必要に応じ、事業者、商工会、金融機関による事前協議の実施
- (事→金融) 金融機関を通じツール利用の申し込み
(事業者さまご自身でインターネットから申し込みください)
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通を送付
- (事業者) ツールを活用した販路開拓等の取り組み実施
- (事→商) 補助期間終了後、藤井寺市商工会の確認を受け報告書を作成
- (事→市) 市へ実績報告を提出 **(令和9年3月19日(金)までに提出)**
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み(請求書提出日から 30 日以内)

*実績報告時の計画変更に関する取扱い

補助金事業については交付申請時における事業計画に基づく実施を基本としていますが、事業計画上必要であり、当初事業計画に基づく行為に変更を加える場合に限り、経費として増加額の 2 割までは実績報告額への算入を認めます。また増額分については費目ごとでの判断となります。ただし、経費への算入が認められる場合であっても、実績報告額は交付決定額を上限とします。

Q&A

(対象事業)

Q1 すでに事業に着手している場合も補助対象となりますか？

A1 交付決定通知日以前に着手されているものは補助対象外となります。(持続化補助金支援枠以外)

(対象者)

Q2 本社が市外の場合でも、藤井寺市内に事業所があれば利用できますか？

A2 法人本社が藤井寺市でないと対象になりません。また、本社が藤井寺市にあっても市外の事業所で実施する事業は対象外です。

(対象事業) 展示会出展枠

Q3 オンライン展示会は対象になりますか？

A3 対象になります。ただし、実施内容が示せるものが対象になります。

(対象経費) 展示会出展枠・物産展出展枠

Q4 自社で調達する看板や装飾品、会社パンフレットは対象になりますか？

A4 対象外です。展示会主催者からのリース物のみが補助対象となります。ただし、物産展出展枠については、出品する商品の説明に係るチラシ等の頒布物のデザイン及び印刷に係る経費のみ対象となります。

(対象経費)

Q5 過去にマーケティング枠を利用して展示会へ出展したことがあります
が、展示会出展枠を利用することはできますか？

A5 過年度におけるマーケティング枠も含め、同じ展示会への出展は1回限りとなります。異なる展示会への出展をご検討の場合は、一度産業労働課までお問い合わせください。

(共同出展) 展示会出展枠・物産展出展枠

Q6 他の事業者との共同出展をする場合でも対象となりますか？

A6 共同出展であっても全ての出展者が要件を満たしていれば対象となります。申請は出展に係る申し込みを担う代表者1社から行い、事業概要書と誓約書を参加者全員分作成し、計画に詳細の内容をご記入いただいたうえでご提出ください。なお、振り込みについても代表者にのみ振り込みをいたします。なお、本社所在地が他市にある事業者がメンバーに含まれている場合、市内事業者の数で按分することとなります。その他手続きの詳細につきましては必ず事前にご相談ください。

(持続化補助金支援枠)

Q7 国から交付決定通知書が届いたので、市へ申請してもよろしいですか？

A7 市への申請は交付決定後ではなく、実績報告後になります。補助金額の確定通知が届いてから申請してください。

(実績報告)

Q8 実績報告時の計画変更に関する取扱いについて、増加額の2割までは算入可能とはどういうことですか。

A8 下記例示を参考にしてください。

例①	交付申請	実績報告
出展料	100	150 (120)
チラシ作成費	100	100
合計	200	250
交付決定額		100
実績報告額		100

例②	交付申請	実績報告
出展料	100	150 (120)
チラシ作成費	100	70
合計	200	220
交付決定額		100
実績報告額		95

例③	交付申請	実績報告
出展料	100	100
チラシ作成費	100	70
合計	200	170
交付決定額		100
実績報告額		85

例④	交付申請	実績報告
出展料	100	150 (120)
チラシ作成費	100	0
合計	200	150
交付決定額		100
実績報告額		60

※経費全て補助率 1/2 で算出